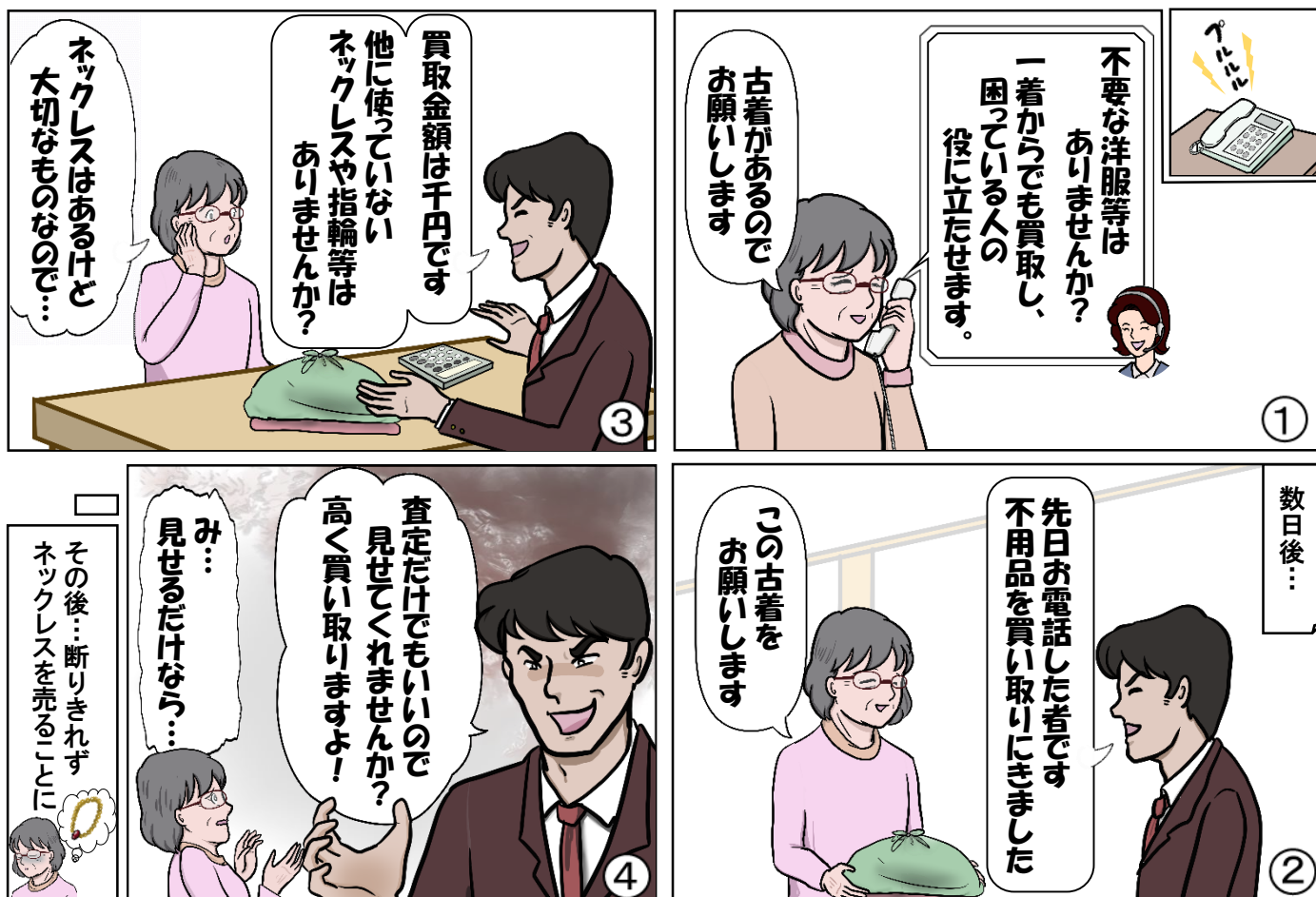


ホットな消費者見守りニュース

80号

不要品を買い取ってもらうはずが、大切な貴金属も強引に買い取られる!?



ポイント



- 「不用品を買い取る」と電話があり自宅に来てもらったが、強引に貴金属を安く買い取られたという「訪問購入」に関する相談が多く寄せられています。
- 買取業者から電話がかかってきたときは、安易に訪問を承諾せず、少しでも疑問を感じたら電話を切りましょう。
- 「古着を買い取る」などと言われ訪問を承諾したにも関わらず、訪問後に貴金属など別の物品の買取を勧誘することは禁止されています。きっぱりと断りましょう。
- 「訪問購入」はクーリング・オフできます。希望しない物品を買い取られてしまったときはすぐに消費生活センター等に相談しましょう。

和歌山県消費生活センター ☎ 073-433-1551
〒640-8319
和歌山市手平2丁目1-2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8F

和歌山県消費生活センター紀南支所 ☎ 0739-24-0999
〒646-0027
田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内

※消費者ホットライン ☎ ^{いやや}188 でもお近くの相談窓口につながります。